

有効期間満了日 平成35年3月31日

熊生企第285号

平成31年3月26日

「配偶者からの暴力相談等対応票」の写しの被害者への交付について（通達）
DV事案の認知時等に作成する「配偶者からの暴力相談等対応票」（以下「対応票」という。）につき、被害者本人からその写しの提供の要望を受けた場合は、「配偶者からの暴力相談等対応票」の写しの被害者への交付について（通達）」（平成27年3月3日付け熊生企第283号）に基づき対応しているところであるが、平成31年3月31日をもって同通達の保存期間が満了することに伴い、平成31年4月1日以降も引き続き、下記のとおり対応を図ることとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 援助措置としての交付

被害者から対応票の写しの交付を求める理由について聴取した結果、配偶者からの暴力被害を自ら防止するために必要であると認められる場合には、個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求手続に拠らず、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第8条の2（警察本部長等の援助）に定めるところの「その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助」の措置として、対応票の写しの交付を行うこと。

この場合において、当該対応票に記載されている内容のどの部分を不開示とするかの判断については、個人情報保護条例の考え方を参考にし、生活安全企画課人身安全関連事案対策室と協議すること。

2 上記1に該当しない場合の対応

交付を求める理由が、配偶者からの暴力被害を自ら防止するために必要であると認められない場合は、個人情報保護担当部門と連携を図り、個人情報保護条例に基づく保有個人情報の開示請求手続を教示すること。